

対面での課外活動再開のための講習

～新型コロナウイルス感染症対策～



活動中は感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）や「3密」（密集、密接、密閉）の回避を徹底する。

※マスクは医療用ではなく、家庭用マスクとする。また、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがあるので、運動中は、換気の整った屋内や屋外で、身体的距離が2m以上確保できている場合は、必要に応じてマスクを外すこともできる。



体育施設を使用する際は、入口に設置された手指用消毒液及び非接触式体温計で適宜消毒・検温を行ってから活動すること。また、複数人で共用する物についても消毒に努めること。



活動終了後は、濃厚接触を徹底的に避け、大人数（概ね5名以上）での食事等は自粛し、課外活動団体としての懇親的活動（コンパやカラオケなど）は禁止する。



学内外での活動は合わせて原則週2回までとする。このうち学内での活動は週1回、土曜または日曜の8:40～17:30を原則とする。1回の活動は2時間までとし、学生支援課と相談してスケジュールを決める。



その他、各競技連盟・協会のガイドラインを参考に感染症対策をすること。体調に異常を感じたら、活動に参加しないこと。感染症に不安を感じる人に、活動を強要しないこと(本人の意思を尊重すること)。

使用できる学内体育施設

屋内施設

峰：第1体育館、第2体育館、武道館（トレーニング室を除く）
陽東：陽東体育館

屋外施設

峰：陸上競技場、多目的グラウンド、野球場、テニスコート
陽東：サッカー・ラグビー場、野球場、テニスコート



注意

- ※課外活動共用施設は、活動に必要な物品の搬出作業等に関し、使用を認める。使用する場合は、次項で説明する別紙1に記入すること。
- ※使用できる時間は、土曜・日曜 8:30～18:00。
- ※屋内施設では常時、または1時間に10分以上、窓を開けて換気してください。
- ※更衣室、シャワー室は使用不可。
- ※体育施設を使用できる時間帯は土曜・日曜の8:40～17:30を原則とする。
- ※同時時間帯に同一の体育施設を使用できるのは1団体のみとする。
（例）第1体育館でバドミントン部とバスケットボール部が同時に練習 →×
陸上競技場でサッカー部と陸上競技部が同時に練習 →×
- ※個人での使用はできません。

課外活動再開計画申請書の提出について

課外活動再開計画申請書

遵守事項をよく読み、**対面での活動が必要か十分に検討して**提出してください。
遵守事項に従えない場合は、全面的に活動を原則禁止に戻す場合があります。

提出先



【学務棟2階 学生支援課】

また、「課外活動再開計画申請書」に付随して以下の提出が必要となります。

別紙1（活動計画）

月ごとに提出してください。
提出後に変更があった場合は、修正して届け出ること。

提出先



【学務棟2階 学生支援課】

別紙2（体調管理表）

活動日ごと作成し、各団体で保管してください。
学生支援課が求めた際は、速やかに提出すること。

各種届出について

活動再開の許可を受けたら、従前のおり届出が必要になります。

様式は、本学WEBサイト > 学生生活便利帳 > 課外活動のページでダウンロードするか、提出窓口で受け取ってください。

体育施設課外活動使用願

学内体育施設を使用する場合。

提出先



峰の体育施設を使用する場合は【学務棟2階 学生支援課】
陽東の体育施設を使用する場合は【陽東10号館 陽東学務課】

課外活動届

大会等、通常の練習以外の活動をする場合。
感染症対策の内容が分かる大会要項等を添付すること。

提出先



【学務棟2階 学生支援課】

課外活動共用施設臨時使用願

課外活動共用施設を時間外（土日 8:30～18:00以外）に使用する場合。

提出先



【学務棟2階 学生支援課】